

一般事業主行動計画の策定について

この計画は、次世代育成支援推進対策法の基本理念に沿って、職業生活と家庭生活を両立させることのできる雇用環境を整備し、次代の社会を担う子どもが、健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成の実現に寄与することを目的として策定しています。

計画期間

平成21年4月1日～平成24年3月31日

一般事業主行動計画の概要

◆子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1：子どもを育てる労働者が働きやすい環境づくり

《 対策 》 平成21年4月以降

- ・育児休業に関するサポート
- ・短時間勤務制度の導入、従業員へのサポート
- ・フレックスタイム制度の活用サポート

目標2：子どもの看護のための休暇を取得できる措置の実施

《 対策 》 平成21年4月以降

- ・介護休業に関するサポート

◆働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標3：所定外労働の削減のための措置の実施

《 対策 》 平成21年4月以降

- ・定時日（ノー残業デー）の設定
- ・総実労働時間削減委員会での労使一体となった所定外労働時間削減の取り組み

制定 2009年4月
プライムアース EV エナジー株式会社